

「県北地域企業ガイダンス」事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

熊本県県北広域本部が実施する、「県北地域企業ガイダンス」事業業務委託（以下、「本業務」という。）の受託者を選定する公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

1 業務の目的

県北広域本部では、地方創生の実現に向け、若者の県外への流出を抑制し、県内就職率の向上と早期離職防止等を図るとともに、地元企業の人材確保に資するため、高校生や高校の進路指導担当者等を対象に、地元企業の業務内容や魅力等を紹介するガイダンスを開催する。

2 事業の概要及び委託する業務内容

別添「「県北地域企業ガイダンス」事業業務委託基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおり。

なお、この基本仕様書は本業務に係る最低限の仕様を示したものである。

3 委託期間

委託契約締結日から、令和9年（2027）2月26日（金）までとする。

4 委託契約金額の上限等

本業務の実施に当たっては、県からの委託料と別に、出展企業から出展料を徴収するものとし、委託料及び出展料の総額の合計を事業収入とする。ついては、必ず以下の金額（税込み）を見込んだ企画提案書の提出を行うこと。

- ・収入の下限額 2,000千円
- ・委託契約金額の上限額 4,688千円

※委託契約金額は、本業務の実施に関して必要となる支出から出展料の収入を差し引いた額である。

5 参加資格等

次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- （1）物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、業務委託契約等入札参加資格者名簿に記載された者であること。
- （2）企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

- (3) 企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 企画提案書受付期間において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 複数の法人で構成するグループで申請する場合は、次の事項を厳守すること。
- ア 代表者（法人）を選出し、県とのやりとりは代表者が行うこと。
 - イ 申請者の記名は、参加者全員が行うこと。
 - ウ 申請に当たっては、一申請者につき一提案のみとする。また、グループの構成員については、他のグループの構成員となること又は単独で申請することはできない。

6 公募型プロポーザルの参加登録

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、令和8年（2026年）9月11日（金）16時までに、公募型プロポーザル参加表明書（様式1）をメールにより提出し、送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。

【提出先】熊本県県北広域本部総務部振興課

TEL：0968-25-4121

E-mail：hokusoushinkou26@pref.kumamoto.lg.jp

7 質問及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問は、上記6の提出先にメールにより提出し、送信後、電話に

て送信した旨の連絡を行うこと。なお、質問は１２に定める期限までとし、それ以降は受け付けない。

- (２) 質問の内容及び回答は、適宜、県ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しないものとする。

８ 企画提案書の提出

(１) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式２）
- ② 「県北地域企業ガイダンス」事業業務企画提案書

※企画提案書には、企業ブースへの生徒分散に係る対策案、出展企業数及び出展料を必ず記載すること

(A4 版、カラー印刷、両面印刷可)

- ③ 送迎バス等運行計画（様式自由）
- ④ 駐車場利用計画（様式自由）
- ⑤ スタッフの配置計画（様式自由）
- ⑥ 委託業務実施スケジュール（様式自由）
- ⑦ 実施体制（様式自由）
- ⑧ 参考見積書（様式自由）
- ⑨ 事業者の取組に関する申出書（様式３）
- ⑩ その他（類似事業の実績等）

(２) 提出方法

(紙) 持参又は郵送

(電子データ) 上記６の提出先にメールにより提出

(３) 提出部数（紙）

７部

※企画提案書等は、ホチキスまたはクリップ留めとすること（ファイリング不要）。

(４) 提出先

〒８６１－１３３１

菊池市限府１２７２－１０

熊本県県北広域本部総務部振興課 担当：小野、藤本

(５) 提出期限

- ①参加表明書、質問書 令和８年（２０２６年）９月１１日（金）１６時
- ②企画提案書等 令和８年（２０２６年）９月２５日（金）１６時必着

(6) プレゼンテーション

①日 時：令和8年（2026年）10月2日（金）

②場 所：熊本県北広域本部（時間等の詳細は別途連絡）

③実施時間：参加者1者につき30分（企画提案書の説明20分、質疑10分）

※実施日について変更がある場合は、参加者に通知する。

※プレゼンテーション当日は、事前に提出した企画提案書のみの使用とし、追加資料の配布は不可とする。

※参加者による説明時のパソコン等の電子機器は使用可とする。なお、モニターは当方で準備する。その際、電子機器は当日実施場所に各自持ち込むこと。

9 契約候補者の選定方法

8（1）の提出書類及びプレゼンテーションをもとに、次の事項について、別に定める審査要領に基づき審査を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。また、評点の合計点が同点の場合は、下記分類の「企画内容」の配点が高い方を契約候補者とする。

分類	評価項目	配点
内容理解	・事業目的及び業務内容を十分に理解し、仕様書の内容に沿った提案となっているか。	5点
企画内容	・本事業を効果的に実施するため、より多くの企業数を集める提案となっているか。	20点
	・出展料及び企画内容は事業実施に向けて妥当な設定となっているか。	15点
	・会場を十分に活用した企業の配置を行い、企業ブースでの説明及び質疑応答が効果的に行われ、生徒等の移動が円滑に行えるように計画されているか。	10点
	・各企業ブースにおける生徒分散に係る対策案が効果的な手法になっているか。	10点
	・当日の運営は、各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、ガイダンス終了までの過程が明確に説明されているか。	10点
	・送迎バス等運行計画及び駐車場利用計画は安全性を十分確保し、会場への円滑な入退場ができるものとなっているか。	10点
	・本業務遂行のために必要な運営体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、円滑な事業運営ができるものとなっているか。	5点

業務実施体制及びスケジュール	・本業務遂行に当たり、十分な施行能力や類似業務の受託実績があるか。	5 点
	・業務スケジュールが計画的で、事業実施が可能なものになっているか。	5 点
	・提案内容に見合った事業費の額となっているか。	5 点
加 点 項 目 (事業者の取組)	・熊本県ブライツ企業の認定を受けている。	1 点
	・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。	1 点
	・協力雇用主制度に登録している。	1 点
	・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証を受けている。	1 点
	・森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。	1 点
	・熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している。	1 点
	・熊本県SDGs登録制度に登録している。	1 点
	・パートナーシップ構築宣言に登録している。	1 点

(108点満点)

10 受託者の決定方法

県と契約候補者は本業務に係る基本仕様書を基に協議し、最終的な仕様書を作成した上で委託契約を締結する。なお仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。

11 結果の通知

本プロポーザルの結果は、採用・不採用に関わらず、公募型プロポーザル参加表明書（様式1）記載のメールアドレス宛に通知する。

12 日程

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 参加表明書、質問書提出期限 | 令和8年（2026年）9月11日（金）16時 |
| (2) 企画提案書等提出期限 | 令和8年（2026年）9月25日（金）16時必着 |
| (3) プレゼンテーション | 令和8年（2026年）10月2日（金） |
| (4) 審査結果通知 | プレゼンテーション後1週間程度 |

- | | |
|---------------|---------------------|
| (5) 業務委託契約の締結 | 令和8年(2026年)10月下旬 |
| (6) 事業実施 | 令和9年(2027年)1月28日(木) |
| (7) 業務完了期限 | 令和9年(2027年)2月26日(金) |

13 その他

- (1) 期限までに企画提案書を提出しなかった場合、本プロポーザルに関する条件・提示事項に違反した場合及び企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合は参加者として認められないものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、参加者負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (5) 公募型プロポーザルの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (6) 公募型プロポーザルの参加者が1者であっても、プロポーザルを実施する。
- (7) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。